

第444回南国市議会定例会会議録

第7日 令和7年12月18日 木曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	子育て支援課長 高野正和
長寿支援課長 中村俊一	保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩
環境課長 横山聖二	農林水産課長 川村佳史
農地整備課長 高橋元和	商工観光課長 山崎伸二
建設課長 山崎浩司	地籍調査課長 吉本晶先
都市整備課長 篠原正一	住宅課長 松岡千左

上下水道局長	橋 詰 徳 幸	会計管理者兼 会計課長	竹 村 亜希子
福祉事務所長	天 羽 庸 泰	教 育 長	竹 内 信 人
学校教育課長	池 本 滋 郎	生涯学習課長	前 田 康 喜
監査委員 長	中 村 比早子	農業委員 長	弘 田 明 平
消 防 長	三 谷 洋 亮		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

—————

議事日程

令和7年12月18日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和7年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第6号 令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第7号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市立図書館設置条例
- 第13 議案第13号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 第16 議案第16号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第17 議案第17号 南国市職員定数条例の一部を改正する条例
第18 議案第18号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
第19 議案第19号 市道の認定について
第20 議案第20号 字区域の変更及び新たな字名の設定について
第21 議案第21号 第5次南国市総合計画基本構想の策定について
第22 承認要求書
第23 議員派遣の件

*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第23まで

議発第1号より議発第5号まで

*

午前10時2分 開議

○議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

*

議案第1号から議案第21号まで

○議長（西本良平） この際、議案第1号から議案第21号まで、以上21件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長松下直樹議員。

*

令和7年12月16日

南国市議会議長 西本良平様

総務常任委員長
松下直樹

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条 繰越明許費の補正 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第13号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第14号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第17号	南国市職員定数条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第18号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	第5次南国市総合計画基本構想の策定について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔2番 松下直樹議員登壇〕

○2番（松下直樹） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第9号、議案第13号から議案第18号まで、議案第21号の9件であります。去る16日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は11億9,289万3,000円の増額で、その所要一般財源は3億8,326万円であり、財政調整基金繰入金3億8,164万3,000円及び農業費雑入161万7,000円を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出で主なものは、人件費関係では、退職手当以外の人件費2億3,318万9,000円を増額計上、総務費関係では、ふるさと寄附金事業費7,046万6,000円及び交通関係事業費3,809万4,000円を増額計上し、消防費関係では、防災費621万5,000円を増額計上しております。

繰越明許費では、子育て支援事業費1,382万7,000円、市単独道路新設改良事業費2,000万円、社会資本整備総合交付金事業費2億9,900万円、道路更新防災等対策事業費8,600万円、小学校管理費6,832万4,000円、中学校管理費175万8,000円及び道路橋梁災害復旧事業費2,000万円を追加し、防災費を122万1,000円増額変更するものです。

債務負担行為では、調理員腸内保菌検査費に係る限度額491万円及びものづくりサポートセンター整備業務委託に係る限度額5,000万円追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁において行われた検討会の報告書の内容を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に係る注意報及び警報の規定の追加等を行うことから、条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うことから、本条例の一部を改正するものであり、主な改正の内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数の合計を

0.05月分引き上げること、通勤手当の支給額を増額し、区分を追加すること及び給料表を改定することであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第15号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第16号南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、兼務職員の定数管理について、近隣市の取扱いを踏まえ、兼ねている職に係る定数に含めないこととする見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第18号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、政令の引用条項について条ずれが生じたことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号第5次南国市総合計画基本構想の策定についてにつきましては、現行の第4次南国市総合計画基本構想は、平成28年度から10年間の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8年度から10年間の計画期間とする第5次南国市総合計画基本構想を策定することについて議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

す。

○議長（西本良平） 産業建設常任委員長山本康博議員。

＊

令和7年12月16日

南国市議会議長 西本良平様

産業建設常任委員長
山本康博

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第5号	令和7年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第6号	令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	南国市火入れに関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第11号	南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	市道の認定について	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第20号	字区域の変更及び新たな字名の設定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第19号、議案第20号の7件であります。去る16日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費につきまして、主なものは、給与改定に伴う人件費の増額のほか、土木費関係では、公園費430万円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和7年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を147万円、水道事業費用を1,566万1,000円増額し、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入を113万6,000円、資本的支出を353万2,000円増額するものであり、また、金利の上昇に伴い、企業債の利率を3%以内から4%以内に改めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出におきまして、処理場費等の下水道事業費用を3万9,000円増額し、資本的支出におきまして、流域下水道建設費等を892万5,000円増額するものであり、また、金利の上昇に伴い、企業債の利率を3%以内から4%以内に改めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市火災予防条例の改正に併せて、火入れの中止の要件に林野火災に係る注意報及び警報の規定を追加することから、本条例の一部を改正するものであり、併せて、火入れに係る手続の一部に

ついて、必要な改正を柔軟に行うため、規則に委任することとする改正を行うものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公共下水道の受益者負担金は、現行の規定では年度当初に賦課対象区域を定めることとなっておりますが、宅地開発等に伴い、年度途中で土地の使用状況が変更された区域について、翌年度当初を待たずに賦課対象区域として定めることができるようにするため、本条例の一部を改正するものであり、併せて、負担金の賦課決定の猶予に係る要件に、下水道の利用の可否を追加する改正を行うものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号市道の認定についてにつきましては、十市坪池タワー線は、県道春野赤岡線と市道久枝十市線を連絡する新設市道として整備するに当たって、道路法並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び同法施行令の規定に基づく補助を得るため、また、篠原若宮線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、それぞれ市道として認定するものであります。去る15日に現地調査を担当課長立会いの下で行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第20号字区域の変更及び新たな字名の設定についてにつきましては、国営高知南国地区圃場整備事業の施行による区画形質の変更に伴い、事業施行地区内の字区域の変更及び新たな字名の設定を行う必要が生じたことから、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西本良平） 教育民生常任委員長溝渕正晃議員。

＊

令和7年12月16日

南国市議会議長 西本良平様

教育民生常任委員長

溝渕正晃

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和7年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 3 号	令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 7 号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第12号	南国市立図書館設置条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔5番 溝淵正晃議員登壇〕

○5番（溝淵正晃） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第4号まで、議案第7号、議案第8号、議案第12号の以上7件であります。去る12月16日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和7年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。主な内容は、民生費関係では、障害者自立支援給付事業費2億9,067万4,000円、民営保育所等費9,506万2,000円、認定こども園事業費1億4,090万1,000円、公立保育所費1億1,302万5,000円及び生活保護扶助費1億5,252万9,000円を増額計上し、衛生費関係では、保健事業費520万6,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校管理費（学校総務）4,487万5,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は93万4,000円の減額計上であり、歳入では、国庫補助金10万9,000円を増額計上し、一般会計繰入金104万3,000円を減額計上し、歳出においては、国民健康保険一般管理費26万5,000円、賦課徴収費28万8,000円及び特定健康診査等負担金償還金31万7,000円を増額計上し、国民健康保険職員人件費148万7,000円及び財政調整基金積立金31万7,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は1億3,382万6,000円を増額計上であり、歳入では、国庫支出金3,335万3,000円、支払基金交付金3,565万4,000円、県支出金2,013万4,000円、一般会計繰入金1,579万1,000円及び基金繰入金2,889万4,000円を増額計上し、歳出においては、介護保険一般管理費154万4,000円、連合会負担金28万円、賦課徴収費22万1,000円、認定調査等費117万円、保険給付費1億3,100万円、地域支援事業費274万9,000円及び第1号被保険者保険料還付金44万円を増額計上し、介護保険職員人件費357万8,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は2,754万2,000円を増額計上であり、歳入では、後期高齢者医療保険料2,574万8,000円及び一般会計繰入金179万4,000円を増額計上し、歳出においては、後期高齢者医療保険職員人件費179万2,000円、後期高齢者医療保険一般管理費2,000円及び後期高齢者医療広域連合納付金2,574万8,000円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正に伴い、同法に係る引用規定について変更する必要が生じたことから、南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第12号南国市立図書館設置条例につきましては、新図書館の建築に伴い、条文全体の見直しを行うことから、本条例の全部を改正するものであり、主な改正内容は、新設される集会室の使用に係る規定を追加することであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（西本良平） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（西本良平） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員登壇〕

○10番（西山明彦） 議案第17号南国市職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

南国市の職員定数については、本条例、南国市職員定数条例に規定されているとおり、市長、地方公営企業、すなわち上水道、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会、消防という8つの各事務局ごとに定められております。提案理由では、近隣市の取扱いを踏まえということで、県下6市が同様の扱いをしているようですが、他市がやっているからということではないと思います。

今回の改正案の趣旨である、兼ねている職に係る定数に含めないこととするに該当するのは、

11月末現在、市長部局と選挙管理委員会の併任です。具体的には、選挙管理委員会事務局の定数は4人で、専任職員が2人、総務課長が事務局長を兼ねているのと、情報政策課の職員1名が兼ねています。これを今回の改正案に当てはめると、選挙管理委員会の職員が2人ということになるわけです。今年度は市長選挙や参議院選挙などがありましたが、今のところ来年度に執行される選挙の予定はありませんので、兼ねている職員を減らすことも可能ではないかと考えられます。現在の選挙管理委員会の定数は4人ですが、今回の改正が適用されれば、選挙のある年度にはもっと多くの職員の併任が可能となり、臨機応変に職員体制を増やすことができ、融通が利いてよいのではないかと思います。総務課長も総務常任委員会でそういった説明をされておりました。

ただし、例えば税務課が課税の時期に忙しいということで、他の市長部局の職員を兼職させても、それは同じ市長部局内での職員ですので、市長部局の職員数に変化はなく、今回の改正案とは関係ありませんが、このように職務の繁忙に応じて併任させることができますが、併任させられる職員は、元の職場の職務に従事しながら併任させられた職場の職務にも従事しなければならなくなり、激務になることが安易に予想されます。それでよいのでしょうか。職員の身分の不安定化にもつながります。本来は、定数内で専任職員を置くことが理想なのですが、それを可能にするだけの職員数がないので併任させており、それは全体の人件費にも影響してきます。

今議会の一般質問で、私は来年度の予算編成方針にある職員数の適正化による人件費の見直しという文言についての市長の考え方を質問しましたが、市長からは単に職員数を削減するのではなく、事務事業の見直しや事務改善によって市役所内の機構の中で人的資源を有効に活用するという趣旨の答弁がありました。この市長の答弁から考えると、今回の改正で職員を有効に活用することができるということになります。けれども、併任を命ぜられた職員の負担は確実に増え、時間外勤務の増も想定されます。それは職務執行上の効率化にはどうなのか、職員の時間外勤務については同僚議員からの指摘もあっております。

そもそも職員定数というものは、必要な人数をしっかりと議会に説明し、議会の承認によって条例で定めております。しかしながら、全体の職員数と市役所の機構の中で、現実には定数に人員配置が及ばないことがあります。例えば、議会事務局の定数は6人ですが、実際の配置は4人です。このように、定数に達していない場合があります。かといって、職員が足りていないので併任で賄い、それを定数の外に置く、これが今回の改正案ですが、職員の定数管理上、決して本来あるべき姿ではありません。職員の定数管理は、議会の同意を得た体制を堅持すべ

きであり、執行部の御都合主義で融通が可能になるような定数の弾力化につながる今回の改正案を認めるのはいかがなものかと思えます。

例えば、先ほどの例を言えば、議会事務局の定数は6人ですが、4人しか配置されておらず、2人のすきがあります。そこで、議会事務局に6人を配置する形を取って、実際の配置は4人のままで、6人のうち2人を選挙管理委員会に併任させて6人体制にすることができます。このように、議会が議決して定めている条例定数を超えて配置することを可能にする今回の改正案は、条例の規定を骨抜きにするようなものです。性善説に立てばそんな悪用はしないということですが、悪用しないという保証はどこにもありません。

まとめます。繰り返しもなりますが、本条例の改正案は、各事務部局間の併任等の場合に、併任先の職員を定数から除外するという内容です。これを認めれば、条例で定める定数を超えて配置することが可能になります。本来、職員定数は現行の条例に定められている、休職者が存在する場合あるいは休職者が復帰した場合などを除き、安易に例外を認めるべきではないと思います。地方自治法第172条第3項をはじめ、農業委員会等に関する法律など、それぞれの法令に定数は条例で定めると明記されているとおり、この条例制定主義の原則にのっとり、必要と認める職員数については議会に諮り、議会の同意を得て定められるべきであり、厳格に守られるべきであります。そうしないと、法令に基づいて条例で定めている職員定数がなし崩し、骨抜きになってしまいます。議会の議決を経ずに条例で定めた定数を超えて職員配置することを可能にする今回の条例改正案は、議会軽視にもつながるのではないかと思います。

以上の理由により原案に反対するものです。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第13号まで、以上13件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第13号まで、以上13件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第21号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第21号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（西本良平） 日程第22、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

令和7年12月18日

南国市議会議長 西本良平様

総務常任委員長 松下直樹

産業建設常任委員長 山本康博

教育民生常任委員長 溝渕正晃

議会運営委員長 神崎隆代

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（西本良平） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第159条の規定によりお手元に

配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお配り派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（西本良平） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第5号まで

○議長（西本良平） ただいま議発第1号から議発第5号まで、以上5件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	神 崎 隆 代

南国市議会議長 西 本 良 平 様

議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

南国市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南国市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

2 第28条第1項の規定による開示の実施の方法が写し等の交付によるときは、当該写し等の交付を受ける者は、次の表に定める額の費用を負担しなければならない。

交付するものの区分		金額
書面若しくは書類を用紙に複写したもの 又は電磁的記録に記録された事項を用紙 に出力したもの	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき80円
電磁的記録に記録された事項を光ディスクに複写 したもの		光ディスク1枚につき 100円
外部に委託して作成したもの		作成に要する費用
備考		
1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさ の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数 に換算して金額を算定する。		
2 両面に複写し、又は出力したものは、片面を1枚とする。		
3 光ディスクは、日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメ ートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

＊

議発第2号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	浜 田 雅 士
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 西 本 良 平 様

.....

議発第2号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

1. 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
2. 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
3. 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
4. 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
内閣府特命担当大臣（防災）	あかま 二 郎 様
総 務 大 臣	林 芳 正 様

＊

議発第3号

地方税財源の充実確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	前田学浩
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	浜田雅士
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岩松永治
〃	〃	松下直樹
〃	〃	西内俊二
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	山中良成
〃	〃	西山明彦
〃	〃	山本康博
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	杉本理

南国市議会議長 西本良平様

.....
議発第3号

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専

門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やD X・G Xの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
2. いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
3. 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
4. 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
5. 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
総 務 大 臣	林 芳 正 様
財 務 大 臣	片 山 さつき 様

議発第4号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者	南国市議会議員	松下直樹
賛成者	〃	前田学浩
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	浜田雅士
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岩松永治
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西内俊二
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	山中良成
〃	〃	山本康博
〃	〃	西山明彦

南国市議会議長 西本良平様

.....

議発第4号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

1. 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
2. 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
3. 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
総 務 大 臣	林 芳 正 様
財 務 大 臣	片 山 さつき 様

＊

議発第5号

日本国国章損壊罪の制定を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者	南国市議会議員	山本康博
賛成者	〃	丁野美香
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	浜田雅士
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	前田学浩
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	西内俊二
〃	〃	山中良成

南国市議会議長 西本良平様

.....
議発第5号

日本国国章損壊罪の制定を求める意見書

近年、日本国の国章に対し、侮辱的な意図をもってこれを損壊・汚損する事例が散見され、国民の憂慮を招いています。

現行刑法には「外国国章損壊罪」（第92条）はありますが、自国の国章に関する罰則規定が存在しない現状は、国家の尊厳の保持と国民の健全な国を愛する心の涵養の観点から看過できません。

よって、日本国の国旗・国章の尊厳を守り、健全な国際関係を維持するため、速やかに「日本国国章損壊の罪」を刑法に制定することを強く求めます。

1. 制定の必要性

(1) 現行法の限界と国際的均衡の確保

刑法第92条は外国の国章を保護していますが、自国の国章が保護されないのは、国際社会において特異な状況です。自国の象徴を尊重できない国家が、諸外国と対等かつ円滑な外交関係を構築することは困難であり、国家としての自尊心を守るためにも、罰則規定が必要です。

(2) 器物損壊罪との相違

国章の損壊は、単なる物的価値の毀損にとどまらず、「国」の象徴に対する侮辱という、より重大な法益を侵害します。一般的な器物損壊罪では、この行為の持つ公共的・政治的側面に対する抑止力として不十分です。

(3) 表現の自由との関係

処罰規定の新設が「表現の自由」を不当に制限するとの意見もありますが、侮辱を目的とした国章の物理的な損壊は、公共の福祉に反し、他者の愛国心や国家への敬意を侵害する行為であり、一定の制約を受けるべきです。「外国国章損壊罪」の存在からも、国章の保護という法益は、既に重要な公共的利益として認められています。

2. 求める事項

上記理由により、国家の尊厳の保持と国民の規範意識の確立のため、以下の措置を速やかに講じることを強く求めます。

(1) 刑法第92条の規定に準じた「日本国国章損壊罪」を速やかに制定すること。

(2) 構成要件として、「日本国に対して侮辱を加える目的」をもって、その国旗その他の国章を損壊、除去、または汚損する行為を処罰対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 様

参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様

内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 様

法 務 大 臣 平 口 洋 様

最高裁判所長官 今崎幸彦様

—————*—————

○議長（西本良平） お諮りいたします。この際、以上5件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（西本良平） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西本良平） 起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（西本良平） 次に、議発第5号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

ただいま議題となりました日本国国章損壊罪の制定を求める意見書案について質疑をいたします。

この意見書案は、先日参政党が参議院に提出された刑法の一部を改正する法律案を念頭に、今議会に提出されたものと理解をしており、その前提で3点提出者にお伺いをいたしますので、それぞれお答えをお願いいたします。

まず1点目は、本議案中、求める事項の（2）における国旗とは、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律）第127号第1条第1項及び同条第2項に規定されている日章旗、つまりいわゆる日の丸であるという認識でよろしいでしょうか。

2点目は、本議案中、求める事項（2）における国章を指定する憲法上の定め及び法令はありませんでしょうか。

3点目は、本議案中、求める事項（2）における国章とは、次の3つのものを指すという認識でよろしいでしょうか。

まず最初が、十六一重表菊、これはパスポートの紋章として使われているものです。2番目は、十六葉八重表菊、これは公室の御紋として使われているものです。3番目は、五七の桐家紋、これは政府、内閣総理大臣の紋章として使われているものという3つのものを指すという認識でよろしいかということをお聞きいたします。

以上、3点についてお伺いいたしますので、提出者のお答えをお願いいたします。

○議長（西本良平） 答弁を求めます。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 参政党の山本です。杉本議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、国旗及び国章に関する3点についてでした。順を追って御答弁申し上げます。

1点目の御質問は、国旗の認識についてお尋ねがありました。国旗とは、国旗及び国歌に関する法律第1条第1項及び第2項に規定されている日章旗、すなわち日の丸であるという認識かという質問でした。これは、御認識のとおりです。日本における国旗は、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律）第127号において法的に定められております。同法第1条第1項において、国旗は日章旗とすると規定されており、続く第2項には、日章旗の制式は別記第1の

とおりとすると規定されております。この別記第1に定める制式は、現在私どもが日常的に目にする日の丸の図形、彩色、寸法の割合を定めたものです。この法律の規定に基づき、日本の国旗を日章旗、すなわち日の丸であると認識しております。

2点目の御質問、国章を定める法律上の定めがあるのかという問いでした。現在、国章として用いるべき特定の紋章を定めた法律は日本国には存在しません。国旗については、先ほど申し上げたように国旗及び国歌に関する法律がありますが、国章については慣習的に用いられている紋章があるのみで、これらを法的に国章と定める法律上の規定はございません。

3点目の御質問、国章として慣習的に用いられる紋章とは、十六一重表菊、十六葉八重表菊、五七の桐家紋なのかという問いでした。法的な定めはございませんが、御質問にありましたとおり、国を象徴し、あるいは公的機関が慣用的に使用する紋章としては、大きく分けて菊花紋章、菊の御紋と桐家紋、桐の御紋の2種類がございます。これらの紋章について、御質問の中で詳細に解説していただいているように、以下のとおり承知しております。

最初に、菊花紋章の2種類について御説明いたします。

1つ目として、十六葉八重表菊があります。これは、皇室の最も正式な紋章で、天皇、皇室の御紋として用いられるものです。花びらが16枚あり、それが八重に重なり、正面を向いている意匠です。

次に、十六一重表菊があります。これは日本国旅券、パスポートの表紙などに使用されている意匠です。正式な皇室の紋章、十六葉八重表菊を基としつつ、花びらが一重に簡略化されたものであり、公的な文書や物品に際し、国を表す象徴として慣習的に使用されているものです。

次に、桐の御紋について御説明します。

桐の家紋については、2つがあります。五七の桐家紋については、日本国政府、内閣や各省庁が慣習的に使用する紋章です。桐の葉の上にそれぞれ5つ、7つ、5つの花をつけた花穂が描かれている意匠です。

次に、五三の桐家紋については、五七の桐家紋と意匠は似ておりますが、花の数が5つ、3つ、5つとなっているもので、五七の桐家紋よりも格式が低いとされ、一般的な家紋として使用されているものです。政府の公的な家紋としては、五七の桐家紋が使用されております。

以上でございます。

○議長（西本良平） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 質疑を終結いたします。

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西本良平） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

議発として出されました日本国国章損壊罪の制定を求める意見書の反対討論を行います。

先ほどの質疑で提出者に答弁いただいたように、この議案は日本国旗、いわゆる日の丸及び各種国章の損壊について犯罪とすることを求めるものです。

私ども日本共産党は、国旗・国歌法制定以前から日の丸を国旗とする、また君が代を国歌とすることには反対だという立場を明らかにしてまいりました。また、少なからぬ国民が日の丸・君が代には同意しないという態度を取っています。なぜ、日の丸を国旗とすることに反対なのかという理由を簡潔に言えば、最大の問題は日の丸が日本が中国をはじめ、アジア諸国を侵略したとき、侵略戦争の旗印として使われてきた旗だということです。さきの大戦で侵略陣営の主力となったのは、日本、ドイツ、イタリアの3国でしたが、この戦争中に侵略の旗印として使った旗を今もそのまま国旗としている国はありません。ドイツもイタリアも戦後国旗を変えました。まず、このことを述べておきたいと思えます。

次に、制定理由の中でも少し触れられておりますけれども、憲法が定める表現の自由を侵害しかねないのではないかと危惧をしております。戦前の植民地主義や、戦争動員に利用された史実から、日の丸自体を否定的に捉える人もいて、そして罰則の制定で国旗への敬意を強要することになれば、思想、良心の自由を脅かすこととなります。その上、日本を侮辱する目的を損壊罪適用の条件となっておりますが、国家への侮辱という条件は曖昧であり、恣意的解釈を許さない憲法の原則に反します。そして、国や郷土に愛着を持つことは、人々の自主性に委ねられるべきであり、権力が強いものではないのではないのでしょうか。寛容さや自由を尊重する国柄を守ることこそ、国に対する信頼を国民から得る道ではないかと思えます。

また、先日岩屋前外務大臣は、今回の件に関してこう述べられております。現在日の丸の様

々な事件を取り上げる方がいらっしやいますけれども、それについては現在社会問題化しておらず、立法の根拠となる立法事実がないので、立法の必要はないと述べられています。また、一部の人たちの心情に訴えることを目的とするような立法がなされるべきではないとも述べられています。そして、立法事実がないのにあえて立法を行うことは、何かしら国民の精神に圧迫を加える、要注意だと述べられています。

今回の議発の中に、国を愛する心、いわゆる愛国心についても述べられております。愛国心については、本来涵養されるべきものであって強制されるべきものではないのではないのでしょうか。こういった立法が一種の強制に近いものだと受け止められることは決して好ましいことではないと、岩屋前外務大臣が述べられています。さらに、岩屋氏は、憲法は何かしらのアピールや主張のために立法されるべきものではない、実際に起きている問題を解決するため、やむを得ず禁止規定を設けて罰則を設けている、そういった規制はできるだけ抑制的で、最小限ではなくてはならない。国民の様々な自由をできるだけ束縛しない、強制しないという構え方が人権を尊ぶ民主主義国家としては大切と述べられており、私は全くその点については同感です。

また、国章についても述べさせていただきます。私の質疑に対して丁寧に提出者から御答弁をいただきました。国章とは何だろぐらいが国民の皆さんの認識ではないのでしょうか。提出者も述べられましたとおり、憲法や法令上の定めはなく、あくまで慣例として公的機関などで使われているものであり、今回の憲法改正案の中にも明確な規定はありません。

最後に、日本共産党は国旗・国歌法国会審議時に国民的討論を呼びかけました。今回の件につきましても、国民みんなが賛成できるような状況にすることが大事であり、速やかに制定を議発の中で述べられておりますけれども、速やかに制定するべきではないことを述べて反対討論いたします。同僚議員の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されまし

た。

—————*—————

○議長（西本良平） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第444回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会